

# 福島県兵籍システム賃貸借

## 及び運用保守業務契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記物件の賃貸借及び運用保守に関して次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 この契約は、乙が第2条に定める物件を甲の使用に供し、常に正常な状態で動作するよう保守を行い、正常に稼働させることを目的とする。

### （賃貸借物件、設置場所及び運用保守業務）

第2条 契約対象物件（以下「本物件」という。）に係る設置場所及び運用保守業務の仕様については、別紙仕様書のとおりとする。

### （賃貸借期間）

第3条 この契約の契約期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。ただし、翌年度以降にこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。

### （賃貸借料）

第4条 賃貸借料は次のとおりとする。

総額 〇〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円）

月額 〇〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円）

### （賃貸借料の支払い）

第5条 乙は、当月分賃貸借料を甲に請求するものとし、甲は、この請求が適正であった場合にその日から30日以内に乙に賃貸借料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による賃貸借料の支払いが遅延した場合は、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、賃貸借料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。なお、この遅延利息は年365日として計算するものとする。

### （賃貸借契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時またはその直前までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- 2 前項及び第5項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金等の額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(物件の管理)

第8条 甲は、本物件を本来の用法に従い善良な管理者の注意義務を持って使用管理しなければならない。

(物件の保持)

第9条 乙は、甲が本物件を通常の使用に支障の無い状態に維持しなければならない。

2 乙は、甲から本物件の故障等による保守サービスの要請を受けたときは、速やかにその修復にあたるものとする。

3 前2項の故障の原因が、甲の故意又は重大な過失による場合、若しくは天災その他甲乙いずれの責にも帰さない場合は、修復にかかる費用等必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

4 乙は、他の者をして保守サービスを行わせる場合は、あらかじめ甲に届け出てその承認を得なければならない。

(所有権)

第10条 本物件所有権は賃貸借期間中を通じて乙に帰属し、甲は、乙の承認を得た場合のほかは本物件の改造、模様替え等を行ってはならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が第7条、第14条及び第18条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として支払済金額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により契約が履行できなくなった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、支払済金額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（乙の解除権）

- 第 13 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、書面をもってこの契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により未受領の契約代金があるときは、当該契約代金及びこれに係る遅延利息を請求することができる。

（談合による損害賠償）

- 第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後についても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（損害賠償）

- 第 15 条 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損害を与えた場合、甲に対し、その賠償を請求することができる。

（物件の返還）

- 第 16 条 本物件の賃貸借期間が満了したとき又は第 11 条若しくは第 13 条の規定により契約を解除したときは、甲は、乙に本物件を返還するものとする。
- 2 本物件の返還に要する費用は、すべて乙が負担する。

(機密の保持)

第17条 乙は、賃貸借の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、乙が故意又は重大な過失により前項に違反し、県行政の信頼性を著しく低下させたと認めるときは、乙に対して損害賠償の請求を行うことができる。なお、損害賠償の請求額は、甲が負担した額とする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県知事 内堀 雅雄

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。